

観音寺市瀬戸町未利用市有地貸付公募実施要項

観音寺市（以下「市」という。）が所有する未利用地の有効活用を図ることを目的として貸付公募を実施します。

貸付公募は、一般競争入札の方法により実施しますので、入札に参加希望される方は、この実施要項をよくお読みいただき、内容を十分に把握した上で、お申し込みください。

1 貸付物件概要

所在地	地目	貸付面積	最低貸付料(月額) (消費税抜き)
観音寺市瀬戸町三丁目甲 4120 番 62	宅地	2,637.59 m ²	80,651 円

※最低貸付料は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額です。

2 入札参加資格要件

(1) 個人又は法人を問わず観音寺市内に住所又は事業所を有する者であること。

※申込みをした者が、入札参加者（落札した場合は落札者）となります。

(2) 次の事項に該当する者は申込みできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体並びに当該団体の役職員及び構成員

※申込書を提出した者でも、資格審査によりお断りする場合があります。

3 利用用途及び用途制限

(1) 建物を建築せず、駐車場としての利用に限ります。

(2) 区画線等をやむを得ず変更する場合は、市とあらかじめ協議し、許可を得てください。

(3) 借受人は、貸付物件を次に掲げる用途に使用することはできません。

- ① 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業に関する用途
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途その他これに類する用途

③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途その他これに類する用途

(4) 借受人は、貸付物件を第三者に譲渡し、又は貸付けできません。

4 貸付物件の貸付条件

(1) 貸付の期間

① 貸付期間は、令和6年6月1日（土）から令和9年5月31日（月）までとします。

② 貸付に係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間は、貸付期間に含まれます。

(2) 貸付料

① 貸付料入札時の落札価格に、別途消費税及び地方消費税相当額を加えた額が月額貸付料となります。

② 本市の発行する納入通知書により、毎月の指定日までに月額の貸付料を徴収します。

(3) 貸付方法

① 賃貸借契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第25条の規定する一時使用目的の賃貸借契約とします。

② 貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物（フェンス、排水施設、舗装等）等を含むものとします。

5 登記

貸付物件にかかる賃借権については、登記しないものとします。

6 法令の遵守

関係法令、要綱等を遵守してください。なお、関係法令の調整等は借受人にて行ってください。

7 借受人の協力

(1) 災害等により市が緊急に必要と認めた場合には、借受人は設置物件（車両等を含む。）の移転等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担してください。なお、いずれの場合においても休業等に伴う損失補償等は一切行いません。

(2) 必要に応じ、貸付物件の区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行ってください。

(3) 自動車、自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置を目的として使用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないように適切な措置を講じて

ください。

8 実地調査及び報告

物件の利用状況等を確認するため、市職員が実地調査し、又は報告を求めた場合は、借受人及び貸付物件の利用者は協力しなければなりません。

9 原状回復処置

貸付期間の満了、契約解除等により契約を終了する時は、期間満了日又は市が指定する期日までに、借受人の責任において、原状回復処置を実施していただきます。

10 物件の現地確認

物件の現地確認を希望される場合には、直接現地で確認してください。事前の連絡は不要です。その際には、周辺住民の妨げにならないよう注意してください。

11 入札参加申込手続等

入札参加申込手続等のスケジュールは次のとおりです。

① 実施要項の公表	5月2日(木)から5月15日(水)まで
② 実施要項等に関する質問の受付	5月2日(木)から5月9日(木)まで
③ 質問に対する回答	5月13日(月)まで
④ 提出書類の受付	5月2日(木)から5月15日(水)まで
⑤ 入札日	5月17日(金)午前10時開始
⑥ 賃貸借契約の締結	5月31日(金)まで

(1) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和6年5月2日(木)から令和6年5月9日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)(以下「休日」という。)に規定する休日を除きます。)

② 受付方法 質問書(様式第5号)に記入の上、持参、郵送、電子メール、FAX等で提出してください。

提出先アドレス sisankeiei@city.kanonji.lg.jp

持参以外の方法で提出した場合は、到着確認を電話等により必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年5月13日（月）までに、市ホームページに掲載します。
また、質問に対する回答は、実施要項の一部となりますので、必ず確認してください。

(3) 入札参加申込

- ① 受付期間 令和6年5月2日(木)から令和6年5月15日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。)
- ② 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- ③ 申込先 〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市役所4階
観音寺市総務部総務課資産経営係まで持参又は簡易書留にて申込みしてください。
簡易書留の場合は令和6年5月15日（水）必着とします。

(4) 提出書類

必要書類名	様式
ア 入札参加申込書 印は印鑑登録をしている印を使用してください。	様式第1号
イ 誓約書 印は印鑑登録をしている印を使用してください。	様式第2号
ウ 印鑑登録証明書 発行後3か月以内の原本を提出してください。	各様式のとおり
エ 法人の場合にあっては法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、 個人の場合にあっては当該個人の住民票 発行後3か月以内の原本を提出してください。	各様式のとおり
オ 完納証明書（滞納がないことの証明書） 入札に参加する者の観音寺市税の完納証明書を提出してください。 発行後3か月以内の原本を提出してください。	各様式のとおり
カ その他市が必要と認める書類 ※市より指示があった場合のみ必要とする。	市より指示

(5) 書類提出後に辞退する場合は、入札辞退届（様式第6号）を観音寺市総務部総務課資産経営係まで持参又は郵送してください。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しません。

12 入札

- (1) 日時 令和6年5月17日(金)午前10時開始
- (2) 場所 観音寺市役所 2階 203会議室
 - ① 入札書は必ず指定のものを使用してください。
 - ② 額の記入は、算用数字（0、1、2、3・・・9）を使用し、最初の数字の前に「¥」

を記入して、貸付料の月額を記入してください。

③ 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜きの金額を記入してください。

④ 入札書の内容は、加除訂正できません。記入に際しては、誤りのないように十分注意してください。

⑤ 金額以外の記入箇所について訂正がある場合は、訂正印をもって訂正してください。

⑥ 代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。

⑦ 入札書は、印鑑登録をしている印で押印してください。代理人が入札に参加する場合は、代表者印は不要とし、代理人氏名を記入し、押印してください（委任状と同じ印で押印してください。）。

⑧ 入札書は、封筒に入れ、貼り合わせ箇所に封印し、入札箱に投函してください。

(3) 入札保証金は免除とします。

(4) 入札者又はその代理人が1者でも入札は実施します。

(5) 開札は、入札後直ちに入札者又はその代理人の立会いのもとで行います。

(6) 落札者は、次の方法により決定します。

① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、市が定める最低貸付料（月額）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

② ①に該当する者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者又はその代理人はくじ引きを辞退することができません。

③ 開札後、落札者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び金額を直ちにお知らせします。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札

(2) 所定の入札書によらない入札

(3) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

(4) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札

(5) 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合、その双方の入札

(6) 委任者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合、その双方の入札

(7) 入札者又はその代理人の氏名、入札金額、押印その他主要部分が認識し難い入札

(8) 入札金額を訂正した入札

(9) 公表している最低貸付料（月額）を下回る金額を記載した入札

(10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(11) 郵便をもって送付してきた入札

- (12) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

14 貸付契約の締結及び決定の取消し

- (1) 市と落札者は、提出された利用計画に基づき、具体的な条件について協議の上、令和6年5月17日（金）から令和6年5月31日（金）までの間に、別添普通財産賃貸借契約書(案)により賃貸借契約を締結します。

なお、落札者は、面積その他記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、契約の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできません。

※賃貸借契約は、必ず落札者名義で締結していただきます。

- (2) 落札者が正当な理由なくして、令和6年5月31日（金）までに普通財産賃貸借契約を締結しない場合は、落札者の決定を取り消します。
- (3) 契約保証金は免除とします。

15 契約締結期限

令和6年5月31日（金）までに普通財産賃貸借契約を締結するものとします。

16 引渡し

貸付物件の引渡しは、現状有姿で行います。

17 管理責任

貸付期間中の貸付物件の管理は、借受人が責任を持って行っていただきます。なお、万一貸付期間中に貸付物件の区域内において事故等が発生した場合は、借受人の責任及び負担において処理していただきます。

18 費用負担等

本入札への参加、契約締結その他この契約に関する一切の費用は、入札参加申込者の負担とします。

19 その他

今回の入札参加により提出された入札参加申込書、添付書類等に記載された個人情報につきましては、本入札事務以外の目的には使用しません。

20 問い合わせ先

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市総務部総務課 資産経営係

電話:0875-23-3900

FAX :0875-23-3920

E-mail:sisankeiei@city.kanonji.lg.jp